

春日井市附属機関設置条例

平成27年3月20日

条例第2号

改正 平成27年9月30日条例第40号

平成28年3月17日条例第5号

平成28年7月8日条例第37号

平成29年3月17日条例第1号

平成29年12月21日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員の定数)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、第2条第1項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第40号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表教育委員会の部に春日井市いじめ問題対策委員会の項を加える改正規定及び次項中別表放課後教室運営委員会委員の項の次にいじめ問題対策委員会委員の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第32号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係) 【抜粋】

(平27条例40・平28条例5・平28条例37・平29条例1・平29条例32・一部改正)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	春日井市地域包括ケア推進協議会	地域包括ケアシステムの構築に必要な事項についての調査及び審議	15人以内